

# 船舶事故調査報告書

平成25年6月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年7月22日（日） 12時40分ごろ
発生場所	福岡県福岡市唐泊漁港南方沖 福岡市所在の唐泊港第1防波堤灯台から真方位180° 1,030m付近 （概位 北緯33° 37.9′ 東経130° 13.9′）
事故調査の経過	平成24年7月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーモーターボート <sup>リリィ</sup> Lily、5トン未満 250-39016福岡、個人所有 7.47m (Lr) × 2.53m × 1.63m、FRP ディーゼル機関、139.70kW、平成9年7月 B 水上オートバイ <sup>レイトーン</sup> LEYTON 2号、5トン未満 290-44033福岡、個人所有 2.46m (Lr) × 1.01m × 0.37m、FRP ガソリン機関、55.90kW、平成6年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成17年4月21日 免許証交付日 平成22年3月30日 （平成27年4月21日まで有効） B 操縦者B 男性 30歳 操縦免許 なし 同乗者B 男性 30歳
死傷者等	A なし B 重傷 2人（操縦者B及び同乗者B）
損傷	A 右舷船首外板に擦過傷 B 左舷船首外板に亀裂、アクセルレバーに折損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、唐泊漁港南方沖で錨泊中、船長A及び同乗者が、甲板上で昼食の準備をしていた。

	<p>船長Aは、A船の右舷方に背を向けて準備をしていたが、船尾付近にいた同乗者1人が声をあげたので、振り返って右舷方を見たところ、A船の右舷方約20mに接近してくるB船を認め、衝突の虞を感じたが何もできず、平成24年7月22日12時40分ごろA船の右舷船首とB船の左舷船首とが衝突した。</p> <p>B船は、唐泊漁港南方沖で錨泊し、船舶所有者Bが、付近にある海の家で食事をとっていた。</p> <p>操縦者Bは、水上オートバイの操縦を行ったことがなかったが、B船に置いていた2つの救命胴衣の1つに機関を始動させるために必要なロックプレートが取り付けられており、過去に同乗した経験で機関の始動方法を知っていたこと、また、水上オートバイの操縦が陸上のオートバイの操縦と同様だろうと思ったことから、知人の同乗者Bを誘い、共に救命胴衣を着用し、船舶所有者Bに無断でB船に乗船した。</p> <p>操縦者Bは、同乗者Bを後部座席に座らせ、機関を始動して発進し、沖に向かって航行中、波で転覆しないように前方至近の海面ばかりを見ながら操縦していたところ、目前にA船がいることに気付き、慌ててハンドルを右に切ったが、B船の左舷船首とA船の右舷船首とが衝突した。</p> <p>操縦者B及び同乗者Bは、前方に投げ出されてA船の船体に当たり、海に落ちて漂流していたところ、船長Aが海に飛び込み、A船に引き上げて救助された。</p> <p>A船は、唐泊漁港に入港し、操縦者B及び同乗者Bは、救急車で病院に搬送された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視程 約8km 海象：潮汐 下げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>操縦者Bは、船舶所有者Bの先輩の友人であり、お互いに顔を知っている程度の知人であった。</p> <p>A船は、錨泊船の形象物を掲げていなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、唐泊漁港南方沖で錨泊中、船長Aが、A船の右舷方約20mに接近してくるB船を認めたことから、衝突の虞を感じたが、何もできず、A船の右舷船首とB船の左舷船首とが衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、唐泊漁港南方沖において、操縦免許証を受有しておらず、水上オートバイの操縦経験がない操縦者Bが、船舶所有者Bに無断でB船に乗船し、沖に向かって航行中、波で転覆しないように前方至近</p>

	<p>の海面ばかりを見ながら操縦していたことから、目前でA船に気付 き、B船の左舷船首とA船の右舷船首とが衝突したものと考えられ る。</p> <p>操縦者Bは、操縦免許証を受有していなかったことから、B船に乗 船してはならなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、唐泊漁港南方沖において、A船が錨泊中、B船が航行 中、船長AがA船の右舷方約20mに接近してくるB船を認め、ま た、操縦免許証を受有しておらず、水上オートバイの操縦経験がない 操縦者Bが、船舶所有者Bに無断でB船に乗船し、機関を始動して発 進し、沖に向かったが、波で転覆しないように前方至近の海面ばかり を見ながら操縦していたため、両船が衝突したことにより発生したも のと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操縦免許証を受有して操縦を行うこと。</li> <li>・ 錨泊中においても見張りを適切に行い、適切な形象物を掲げるこ と。</li> </ul>